

## 8 こんなときは必ず届出してください (2・3号認定児童)

■届出先…保育園：こども育成課または各総合支所市民福祉係  
認定こども園・小規模保育園：利用している園

変更届の記入例は⇒P32～33

内容	提出書類	備考
保育を必要とする事由の変更 または 就労状況の変更・・・A	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> 変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（P10） <small>（例「求職活動→就労」、勤務場所・就労時間・育休期間の変更等）</small> <input type="checkbox"/> 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の変更」欄を記入
育児休暇からの復帰 （育休継続から就労に変更）	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書 兼 復職証明書 <input type="checkbox"/> 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の変更」欄を記入
育児休暇期間の変更に伴う 入園日の変更	<input type="checkbox"/> Aの書類	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> その他事由」欄に変更後入園希望日を記入
転居・転入・・・B	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 住所」欄を記入
転出	<input type="checkbox"/> 『保育園等退園・辞退届』 <input type="checkbox"/> 支給認定証	
保護者変更・・・C	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 保護者」欄を記入 ◎変更後の保護者名で再度口座振替の申込み
世帯状況の変更 （世帯員増減）・・・D	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> （世帯員が増えた場合は）新しく世帯員となった方の保育を必要とする事由を証明する書類（P10） <small>※65歳以上の方、18歳以下の方の証明書類は不要</small>	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 世帯員の異動」欄を記入
婚姻・離婚	<input type="checkbox"/> 住所の変更があった場合 Bの書類 <input type="checkbox"/> 保護者の変更があった場合 Cの書類 <input type="checkbox"/> 世帯状況の変更があった場合 Dの書類 <input type="checkbox"/> （離婚の場合は）ひとり親の証明 <small>（ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し、または、戸籍謄本）</small>	
1号から2号認定に変更 （通園中の園で 年度途中の変更）	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 <input type="checkbox"/> 扶養児童等調査書 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類（P10） <small>※同居者全員分（65歳以上の方、18歳以下の方の証明書類は不要）</small>	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 支給認定区分」欄を記入
2号から1号認定に変更 （年度途中の変更）	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 <input type="checkbox"/> 支給認定区分」欄を記入
支給認定証の再交付	<input type="checkbox"/> 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』	◎『申請（届出）内容』欄の再交付申請にチェック

※ 実際の利用は、変更のあった日から変更後の認定区分で利用可能となります。ただし、変更が生じてから変更手続きを行った場合は、手続きを行った日から変更後の認定区分で利用可能となります。なお、保育料は翌月から変更後の保育料を徴収します。（変更のあった日が月初日の場合はその月から変更後の保育料となります）

【注意】年度途中に認定区分変更（1号→2号認定または、2号→1号認定）を希望する場合は、認定区分別の定員設定があるため、現在通園している園に変更後の認定区分で通園可能かお問い合わせください。